

Title	聖岡の神武天皇紀観
Sub Title	
Author	宮地, 直一(Miyachi, Naokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.1 (1940. 8) ,p.105- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400800-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

聖岡の神武天皇紀觀

宮 地 直 一

神代の延長として神武天皇の御一代を解釋し、延いて神代紀の展開として神武天皇紀を意義づけることは、思想發展の經過よりしても、頗る注目すべき現象とせられるので、その大體につき、國學院雜誌「日本書紀研究號」(本年二月刊)に述べておいた。爾後公私の文庫を涉獵した結果、新たに入手した史料も少くないが、それ等の新史料に關する檢討は、姑く之を擱き、前々から學界に知られてゐて、何としても看過し得ないものゝ一とせらるゝ聖岡の日本書紀私鈔を當面の問題として、聊か考察を試みることにする。

聖岡(了譽上人)は興國三年常陸に生れ、同國瓜連の常福寺に出家して淨土の門に入り、午後法流顯揚のために生涯を捧げて淨土宗第七祖と仰がれた人、應永二十七年歳八十を以て小石川に寂した。その著述の少くない中で、國史及び神道に關するものとしては、本書の外に麗氣記鈔・鹿島問答等がある。今是等の書によつて、國學に關する修養を見るに、此の方面に關する交渉の稀な淨土僧として、頗る異

彩を放ち、一廉の専門家としても耻しくないだけの内實を具する。その鹿嶋問答の冒頭に於ける「日本開闢之事」の一條は、目的とする鹿嶋明神の由來を説くために、すらく一應の經過を敘したに止まるので、十分に學才の程を窺せしめないが、日本書紀私鈔に至つては、専門の著述であるだけに神道的修養の點に於て、淺からぬ造詣の積まれてゐたことを立證することに缺かしめない。最もその源流を奈邊に求むべきかは深く疑問に屬するので、曾て高瀬承嚴氏のいはれたやうに、治部大輔某に聞き、鹿島の安居寺に學んだとすべきか、なほその外に然るべき師匠のあつたによるかは、之を確かむべき一切の手懸りを缺く。併し何れにしても、従前の密教的兩部系に加へて伊勢流を入れ、時代に通有の學説を基礎としたのは、歴々として私鈔の内容よりも指摘し得られるところであり、その他に、今日に全部を傳へない民間傳承の類にも通じてゐたかと思はしめる。國史の方面に至つても之と軌を一にするので、書紀・舊事紀等の古典や神皇正統記の如きシツカリした史籍、乃至五部書に散見する記事を外にして、後出的傳承の數々が相並んで有力なる史料化せられ、それによつて左右せられるといつたやうな結果を呈出してゐる。これ一には國史に關する正當なる認識を缺いたによるといへ、他の半面に於ては、傳承の世界としての中世期の世相にも思ひを致すところがなければなるまい。かの安居院の神道集や神祇雜々等に所載の物語類が史實と交差する程度のいかに甚だしいかに顧みた時に於て、史實を超越して説話のいかに權威づけられたかを察知せられるであらう。而して史實に遠ざかつて説話類の發生したに就いて

は、それだけの理由のあると共に、そこにはさうなるべき思想の動きを看取し得られるのである。かやうな前提の許に、聖岡の神武天皇紀に關する考察を検討することとする。

本書は神代上下卷並に神武天皇紀を注釋したもので、明治聖徳紀念學會開版本に附する高瀬承嚴氏の解題によれば、明德五年（安永元年）二月より應永十三年に至る間に於ける作にかゝるといふ。その卷次を分つに天地人の三才を以てし、神代の上卷を天に、同じく下卷を地に、神武天皇の卷を人に充てる。それは第二と第三との卷首題名の下に、それ〴〵本文と同一筆を以て「地」又は「人」とあるによつても明かであるが、その理由に就いては、第一の冒頭に頗る奇怪なる説を擧げてゐる。即ち左の如くである。

於_レ是人王十六代帝應神天皇御時、依_ニ大吹神密勅_ニ記_ニ神世事_ニ曰_ニ之日本書_ニ十卷也、又大倭姫皇女四百餘歲之間、時々神託、一紙一紙等記_レ之、皆號_ニ日本書_ニ同并_ニ天皇書_ニ、聖徳太子舊事本記十卷亦有_レ之、故漸及_ニ三十卷_ニ云々、於_レ是仁王四十代帝天武天皇御子一品舍人親王贈大政大臣_{大吹天皇父也}痛_ニ繁文不_レ等_ニ而爲_ニ天地人三卷_ニ、書是天皇日本書之書、記亦太子舊事本記之記、故題_ニ日本書記_ニ、此之謂也、取_レ同捨_レ異省略之處也、

是によれば、應神天皇の御時、大吹神（傍書に小比叡大明神といふ）の密勅により、神世のことを記された日本書十卷と、大倭姫皇女が四百餘歳の間に神託を録せられた日本書に天皇書を併せたものと、聖

徳太子の舊事記十卷とすべて三十卷に及んだのを、舍人親王が筆削して天地人の三卷とせられたのが日本書記(紀)であるとせられ、本書の成立に關して頗る異聞を傳へてゐる。察するに、之れは傍系的俗説の一として、國史に載せた正しい所傳の忘れられた中世期に起り、一部の者の間に行はれたものであらうが、その根柢には、之を神道の經典として尊重する思想の潛んでゐることを否定すべくもない。書紀の題名の一部を成す「書」の字は、日本書の謂で、その日本書とは、神祇と神女との口より出た神代の記事と神宣とに外ならぬとするからである。随つて日本書によつて筆を執られたものとすべき神代卷に重きをかける事由も、自らその間より導出さるゝのである。同時に歴史時代の記録として天皇書といふもの、採用せられてゐるのも、看過するを聽さないので、帝紀としての本書の價値に思ひを致す用意の準備せられてゐたのも疑ひのないところと見なければならぬ。而してその兩者に亘るものとしては舊事紀十卷が大切なる役目を擔ふ。本書の採られたのは、太子の御撰として、我國最古の正史と信奉した中世期の風習に従つたからであらう。

さて上に述ぶるが如き資料により、日本書記(紀)が作出され、それが天地人の三卷であつたといふは如何。此にいふ天地人の三卷は、本文に示すやうに、神代紀二卷と神武天皇紀一卷とに當り、之を合はせた三卷を以て、舍人親王によつて削完せられた本書の全部と解したやうに受取らしめる。さうすれば綏靖天皇紀以下二十七卷を具備しないにも係はらず、全卷に對する總體的名稱を以てしたものが、少く

も一部の間に行はれてゐて、著者聖岡は、是によつて説をなしたものといはざるを得ない。然りとする時は、その由來を何と説明すべきであらう。それに就いて思合はせられるのは、春瑜本日本書紀私見聞に見える記事で、本書第一卷の初め「日本紀數事」の條に左の如くにいふ。

尋云、今ノ日本紀ハ誰人ノ作ソヤ、舍人親王御作也、天智天王之第五王子也然而ヲ嗟峨ノ天王ノ御宇ニ今此日本紀ヲ談セシニ、訛セン叟ヲイタンテ、六人ノ儒者ニ仰テ三卷の書ヲ録シ、今ノ日本紀三卷ヲ讀ム可キ様ヲ注シ給ヘリ、此三卷ノ書ヲハ平野ノ神主代々相傳之、日本紀之家ノ人也、三位ニ成テ代々ノ御門ノ御師讀ナル人也、

凡日本紀三卷、一卷ニテハ天神七代ヲ云也、二卷ニハ地神五代ノ叟ヲ沙汰スル也、三卷ハ神武天王ノ事ヲ沙汰シ神軍在シ也、四卷己下ハ王位ノ叟共ヲ云也、仍テ三卷己下ハ非所用也、

本書は少くも應永三十三年以前の著述と認められ、此にいふ私鈔と相如く年代の産物として支障あるを見ない。而して本書に「今ノ日本紀三卷」といふのは、後に「凡日本紀三卷」とあるに當つて、神代紀及び神武天皇紀を斥してゐるのであるから、當時この三卷を特殊視する風習のあつた一つの見はれとすることに足り、やがて私鈔にいふところとも軌を一にするといつて可しからう。仍つて思ふに、此の事實に即して、その事由を解決すべく、或は私鈔の如く、或は私見聞の如き、それ〴〵の立場よりした異説を生ずるに至つたものであるまいか。更に一步を進めるならば、私見聞の著者は本書の全卷數を辯へた

上で、就中三卷を抽出する方法を執り、聖問はさうでなく三卷を全卷數と見たところに、相互の相違點を甄別することが出来るといひたい。即ち集中的傾向に於て、後者は前者よりも過かにその程度を進め神代紀に神武天皇を合はせた三卷を以て一繋がりの成書とする試みに於て、殆ど頂點にまで到達してゐるのである。然らば之に對して、天地人の三才に配當する分け方を以てしたのは、如何なる事由によるのであらう。

易の繫辭傳に起源を發する三才の道が、支那哲學思想の根本法式として古くより我國に移され、延いて今日に至るまで各方面に影響を及ぼして來た経過に就いては、此にいふまでもない。之を當面の問題に限定した場合に於ても、日本書紀そのものに之が濃厚なる思想の漂ひを認められるので、由來するところ頗る久しいといはねばならぬ。随つて後代の注釋に至つても、先づ此點に注日するのを忘れなかつたので、例へば就中最も年の古い卜部兼方の釋日本紀の如きは、神代卷の冒頭に於ける「乾道獨化」の四字を説くに當つて「天地已に定まり、陰陽是れ別れ、二儀具すと雖も、三才未だ備はらず、故に即ち男を生ず」といひ、三才具足の理法を以て之に臨んでゐる。是等は天地開闢して萬物の發生する経過を説かうとするところであるが、それと別に本書の内容を説明せうとして之を應用したのは、一條兼良の纂疏で、

今按、此紀三十卷分爲三、神代上記ニ天神之事、神代下記ニ地神之迹、神武紀至ニ持統紀ニ至レ録ニ人皇

之行、實述三才之太略。

といふ。かやうに天神の御事にかゝる故に「天」に、地神の御事に屬するにより「地」に、人皇の御行蹟であるために「人」に充てるといふのは、常識に訴へても容易に首肯し得られるところであると共に、かく三十卷の全部に亘つて三部を分つのが、恐らくはその原型であつたのであらう。さりながら、之を私鈔のやうに、最初の三卷に止めることゝなつたにより、神武天皇紀は、以下廿七卷の卷首として人の部を代表する地位に立ち、その使命に一層の重きを加へたのである。

之を要するに、鎌倉の昔神代紀二卷が神道の經典として權成づけられたに伴ひ、之を抽出して單行する風の起つた後を承け、上述のやうな意味の許に神武天皇紀を加へて三卷の完數を具する成書とするに至り、相並んで世上に行はれてゐたのだあらう。それは既述私見聞や私鈔の記事の外、今に傳はる三島神社本の奥書に「日本紀三卷書寫」とあるによつても明かであり、その年代は大體に於て、應永年間にかけられるのである。而して之に對して、神道的解釋を下した一として聖岡の私鈔は、私見聞と並び稱せらるゝに足り、それ〴〵にその特色の見られる中で、試みに神武天皇紀に就いて相互の比較を試みる時は、私見聞は之を第二卷の一部に收め、上卷の二十五枚、下卷の十二枚半に及ぶのに對して、纔か三枚半と一行とを充てたに過ぎないのに對して、私鈔は、上卷に二十四枚、下卷に十七枚を割いた後を承けて、九枚と六行との分量を捧げてゐる。隨つてその記事も上下二卷に比してさのみ見劣りのすること

のない許りか、親切の度に於て見聞よりも勝れ、天地の二卷に對して人の卷と立てる丈の實質を具備せしめてゐる。加ふるにその後、附して「人王百代具名記」と題し「百二後圓融院」に至る御歴代を表示し奉り、神武天皇以來連綿として皇位の繼承せられ來つた次第を敘して、著者の時代にまで及ぼしてゐる。此にも著者の用意が藏せられて、所謂人の卷の根源としての價值を認識する意向を十分に表明するといつて可しからう。然らばどこまでも天地の二卷と區別して、所謂人皇の記事と立てようとしたものかといへば、さうでなく、「天」と「地」との後を承け之より導出された「人」であつて、獨立した存在としない意向が同時に強く印象づけられるのである。例へば神日本磐余彥天皇の御名義を解して「地神第五代ノ神ノ御子ナルカ故ニ神ト云」といひ、又神武の御名義を説きて「天ハ天照(大神)ノ天皇ハ高皇(産靈尊)ノ皇也」といふが如く、天祖の直系を承けさせられた神にましますといふ見解を持してゐるが如きは、即ちそれであり、やがてそこには神代紀の延長として之に臨んだ態度をも窺測せしめるのである。同時に神道的價值に於て、神武天皇紀をも包擁すべきであるとした點に於て、私見聞や三島本と同一の立場に居る。

此に至つて思ふに、人の代の初めとしての神武天皇紀は、同時に神の代の終りとしての神代紀の延長とせられ、神代紀に次いで神典の一部をなすものと思惟せられた思想的傾向に對して、鮮かな印象を残したのは、即ち聖問の私鈔であり、此點に於て本書は、私見聞と共に、永く記憶せられねばならぬもの

と考へるのである。

因みにいふ、江戸時代に入つては、延寶四年に於ける龍瀨近の集解を始めて、寶永四年に於ける横山當永の三元卷及び同鈔解等神代紀に合はせて神武天皇紀を説いたものや、享保六年に於ける跡部良顯の葵草や寛延四年に於ける吉見幸和の蒙訓鈔等の如き單行の註釋書を見はし、その數、管見に觸れたゞけでも二十種を越ゆるの多きに達するが、就中主流と認むべきは、垂加神道の側の力強い主張であり、隨つてその系統に屬するものが大部分を占める。而して垂加流に於て主張するところの要領は

一、自_レ往古_ニ有_レ神聖之道、天人唯一而以_レ清明正直_ニ爲_レ本、土金以行_レ之、故此道之明備_ニ於日本書紀一
二卷_ニ既顯_レ然矣、

磐余彥天皇、後來、尊_ニ其德_ニ以號_ニ神武_ニ焉、神武紀則顯_ニ日神之感應聖德之大業、神道之始終本末至
矣盡矣、……神武紀葵草序(享保六年跡部良顯作)

二、日本書紀我邦正史之冠而土金以貫_レ之爲_ニ後世之龜鑑_ニ矣、其神代兩卷高古淵深不_ニ心誠求_ニ則奚識_ニ神道之蘊奧_ニ也、其第三磐余彥天皇本紀實王道之大成也、故垂加翁曰、神武之皇圖也猶_ニ唐堯之放勳_ニ、又曰雖精_レ於_ニ神代之說_ニ而功不_レ至_ニ神武紀_ニ則莫_レ見_ニ天人_ニ之全體用之備_ニ、學_ニ神道_ニ者所_レ宜_ニ深識_ニ也、……同上跋(享保十九年友部安崇作)

といふにあつて、神武天皇紀を併せるに非ずんば、此の一流の根本とする天人一貫の理を全くし得ない

と稱する。即ち之によつて神道の首尾初めて全備するといふのであり、神代紀の延長としての神武天皇紀は、此に至つて、哲學的にも合理的基礎を固めたのである。但しそれに就いて、進んで説を成したの
はさきの横山當永で、三元卷の序に記して

曰、道也者貫古今合神人而不可須臾息也、但運有升降、世有淳漓、故綏靖以後歷朝所紀純駁
相雜、不能寓道於史如神代上下卷也、惟神武以明達之資緝日神之光征伐不庭平治海内
實爲百王創垂也、此足以與神代參矣、

といひ、人皇の代に行はれて絶えない天神地神の道の純なるものは、之を神武天皇紀に求むべきであると主張する。